

【背景・課題】

- 国民の「健康寿命」の延伸のため、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりの必要性
- 薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する



健康サポート薬局制度

【制度の概要】

- 平成28年4月1日制度施行(医薬品医療機器等法)
- 健康サポート薬局の機能(右図参照)を満たした薬局が届出を行う。

【府の取り組み】

- 講習会等での啓発
- 平成28年10月1日より届出受理開始
- 大阪府下 14件 (平成28年末時点)

【今後】

- 薬剤師会と協力し、健康サポート薬局の普及を図る。

健康サポート薬局に求められる機能

かかりつけ薬局の基本的機能

(2025年までにすべての薬局が備えることとしている機能)

- 服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- 24時間対応・在宅対応
- 医療機関等との連携

これに 加えて



健康サポート機能

(地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が、地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する)

- 国民の**病気の予防や健康サポートに貢献**
- 研修を修了した薬剤師の常駐
- 医薬品、衛生材料及び介護用品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
- 地域住民の健康相談受付、積極的な健康支援
- 上記相談の結果に基づく受診勧奨・関係機関紹介等

